

# 八丈町農業委員会

## 第7回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和6年10月25日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和6年10月25日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛(欠席)
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：1名

5. 農地利用最適化推進委員出席：6名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友(欠席)			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：7番 浅沼 博之委員、8番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第4号 非農地証明願出書の承認について

9. 出席事務局職員：事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 奥山 万羅、篠崎 京平、小宮山 優、佐々木 大翔

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 中村 美郷  
八丈支庁産業課農務担当 主事 西内 遼祐  
島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第7回総会を開催いたします。  
本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。  
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告ですが、事務局長が本日欠席の為、事務局次長よりお願いします。

事務局次長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和6年7月22日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 496㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ルスカス

続いて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 691㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜

続いて番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1, 241㎡、権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1農地の●●●●さんについては、設備業の所長をしていますが、農地取得後に栽培方法等を親戚等に教わりながら、同居する奥様と共にルスカスの栽培を行っていくとのことで全部効率利用、常時従事については問題ありません。農地については現在、ハウスのフレームが残っており、ビニールを張り直して栽培を行っていくとのことです。

地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2・番号3農地の●●●●さんについては、自宅の裏側で野菜等を栽培し、自宅で直売も行って常時従事及び全部効率利用については問題ありません。農地については、番号2農地は自宅の隣に位置し、草が生えてはいますが、草刈すれば、直ぐに栽培が出来る状況です。

番号3農地は小さい口ベも植えられており、きれいに管理されている状態です。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委2番 農業委員、事務局と一緒に現地確認を行いました。事務局から説明があったとおり、今回の農地には以前使用されていたハウスのフレームが残っており、少し錆びてはおりますが手入れす

れば活用できると思います。また、親族間の畑の売買ですので問題はないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員をお願いします。

農委7番 推進委員、事務局と現地を確認しました。事務局、推進委員からの説明どおり、ハウスのフレームを再活用して耕作していくとのことで問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、6番推進委員をお願いします。

推委6番 農業委員、事務局と現地を確認しました。畑は少し草が生えているくらいですので、草刈りをすれば問題なく耕作できると思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、3番農業委員をお願いします。

農委3番 推進委員、事務局で現地確認を行いました。推進委員から説明があったように草刈すればすぐにも耕作できると思いますので問題はないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、3番推進委員をお願いします。

推委3番 農業委員、事務局と現地確認を行いました。事務局が説明したとおり、ロベが植えられており、引き継いで栽培していくとの事ですので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号3農地について、6番農業委員をお願いします。

農委6番 事務局、推進委員からの説明どおり、今あるロベを引き続き栽培していくとのことですので問題はないと思います。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。

令和6年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 不耕作、農振区分 農振外、  
面積 1,351㎡

申請人 ●●●●

転用目的 農業用倉庫用地

転用理由 農業用の倉庫を建築する為、所有する土地を探したところ、今回の申請地が見つかった。都道にも隣接しており条件も良い為、当農地に建築いたしたい。

ここで補足として、農業用倉庫の転用許可について説明いたします。本来農業用の倉庫であれば、転用許可がなくても簡単な届出で手続きを行うことができます。しかし、建物の面積が200㎡を超える場合については、転用許可を受けなければならないと農地法で定められており、今回の農業用倉庫は面積が200㎡を大幅に超えている為、転用許可の申請を受けております。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

#### 【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1農地は農用地でなく、甲種、第1種、第2種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地ということで、第2種農地と判断しています。そこで、確認事項が12項目ございますが、今回は1、2、4、5、7、9、12の7項目を確認していきたいと思っております。

「1区分と転用目的」ですが、先ほどの転用理由でも述べたとおり、都道に隣接しており条件も良いことから、この農地を転用することはやむを得ないと判断しています。

次に「2資力及び信用」ですが、建物の建築費は東京都の補助事業と公庫からの借入金及び自己資金にて賄うとのことで、都の補助事業、公庫からの借入ともに交付決定を受けております。また、自己資金の部分についても確認ができている為、必要な資力があることから適当と判断しています。

次に「4申請に係る用途に遅滞なく供する確実性」については、建築計画ができていますので、予定どおり着工できると思われる為、確実と判断しています。

次に「5行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込み」については、担当部署と事前相談を行い、建築確認の見込みがありますので、確実と判断しています。

次に「7計画面積の妥当性」ですが、申請地の農業用倉庫の転用申請については、利用状況等を考慮した見込みである為、申請事業に対して適正な面積であるものと判断しています。

次に「9周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、支障はないと判断しています。

最後に「12法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況」については、緑化計画書など届出も既に出しており、終了しております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思っております。番号1農地について、2番推進委員お願いします。

推委 6 番 農業委員、事務局と現地を確認しました。事務局からの説明どおり、都道に接しているという条件を考えると転用はいたし方ないかと思われます。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号 1 農地について、3 番農業委員お願ひします。

農委 3 番 推進委員からの意見と同じく条件的に今回の場所を転用するのは仕方ないことかと思われます。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はお願ひしますか。  
…無いようでしたら第 2 号議案を許可することにご異議お願ひしませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第 2 号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局より説明願ひします。

事務局 議案第 3 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の承認について意見を求める。

令和 6 年 10 月 25 日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号 1 ① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 2,092 m<sup>2</sup>

続いて番号 1 ② 農地の所在 大字●●●●番、登記 宅地、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積 1,012 m<sup>2</sup>

続いて番号 1 ③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 941 m<sup>2</sup>

続いて番号 1 ④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、  
面積 329 m<sup>2</sup>

所有権を移転する者 被相続人 ●●●● 相続人代表 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、売買価格 無償、移転の時期 令和 6 年 11 月 15 日

続いて番号 1 農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号 1 農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号 1 農地説明】

最後に確認事項ですが、番号 1 の●●●●さんは認定農業者ですので全部効率利用、常時従事

については問題ありません。農地については、現在高いロベが植わっていますが、道に面しており、今後植替え等を行いながらロベレニーの栽培を引き続き行っていくとのこと。

議長 説明が終わりました。委員にご意見及び審議いただく前に、本件は私が関係者となる為、退出いたしますので、議長を職務代理者に交代いたします。

【会長が退席し、職務代理者へ議長交代】

職務代理 それでは、会長に代わって議事を進めさせていただきます。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思いますが、今日は担当地区推進委員である4番推進委員が欠席しておりますので、番号1農地について、5番農業委員より説明をお願いします。

農委5番 現地については、本日欠席の推進委員と事務局で一緒に確認を行いました。事務局から説明があったように農地については大きくなってしまったロベがあり、少し荒れてはいるものの、立地条件が良く重機を入れれば問題なく活用できると思います。また、所有権の移転を受ける●●●●さんについては、農業にも地域活動にも積極的に取り組んでおりますので、問題はないかと思われます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。  
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認することに決しました。

職務代理 事務局は退出された会長に、議場自席に戻っていただくよう連絡をお願いします。  
また、これを持ちまして再度議長を会長へ交代いたします。

【会長入室し、職務代理者から会長へ議長交代】

議長 続いて、議案第4号非農地証明願出書の承認についてを上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 非農地証明願出書の承認について

下記の所有者より非農地証明願出がありましたので、意見を求める。

令和6年10月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 宅地、農振区分 農振外、

面積 476㎡

内容は非農地証明願出の提出によるものとなります。

所有者氏名 ●●●●

非農地の事由としましては、対象地は20年以上前から建物が建設されており、建物以外の部分においては駐車場として使用されている。土地の評価は現況「宅地」扱いで、転用許可申請をしないまま現在に至ってしまっている為、地目変更手続きに至れる様、今回非農地証明の願

い出をいたしたい。非農地取扱区分は宅地化20年超えによるものであります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

今回の申請地については、農業委員、推進委員、事務局で現地調査を行いました。番号1農地については、平屋建ての家が一軒建っており、空き地の部分についても駐車場として利用されていたようです。航空写真等も確認し、建築されてから20年超えのものと確認もとれており、周辺的环境を考えると、今後利用は困難な状況でありますので、非農地としても問題はないと思われま。それでは、ご意見をよろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、2番推進委員お願します。

推委2番 農業委員、事務局で現地を確認しました。建物が建ってからだいぶ時間も経過しており、今後農地として利用するのは難しい為、非農地として処理しても仕方ないかと思ひます。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願します。

農委7番 推進委員が言うように、建物が建ってからかなりの年月が過ぎております。農地としての利用は厳しいと思ひますので非農地としても問題はないかと思ひます。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第4号議案について非農地判断といたしますことにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については非農地証明いたしますことを決定します。